

従業員が育児休業を取るときに、必見の助成金

日本の「合計特殊出生率」は、H20年…1.37 21年…1.37 22年…1.39 と、人口を維持できる2.08を下回り続けています。国も、少子化対策として、「ワークライフバランスの推奨」「出産・育児の健康保険からの給付金増額」「雇用保険からの育児休業給付の増額」「子育てしやすい会社の計画策定を法律で義務化」など、多くの施策を実行する他、育児休業に関連した助成金も多数、設定しています。今月はその中でも、**もらいやすい助成金**を2つご紹介します。

1. 中小企業両立支援助成金 『代替要員確保コース』

- ① 育児休業に入る従業員の代替要員を3ヶ月以上、新規に採用する。
- ② 育児休業取得者を原職等に復帰させ、その後6ヶ月以上、雇用する。
- ③ 従業員が300人以下である。

⇒ これで**15万円**もらえます。代替要員はその期間だけの派遣社員でも結構です。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/ryouritsu01/dl/111213-4.pdf>

2. 中小企業両立支援助成金 『継続就業支援コース』

- ① 6ヶ月以上の育児休業をした従業員を原職等に復帰させる。
- ② 全社的にいわゆる「ワークライフバランス」の研修をする。
- ③ 従業員が100人以下である。

⇒ これで**40万円**もらえます。研修は2時間以上のものを、1回で結構です。

研修は弊所で企画・実行します。人数が多い場合は分割で開講します。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/ryouritsu01/dl/111213-6.pdf>



3. 田中事務所でお手伝いできること

育児休業法の改正や社会情勢の変化に伴い、男性も育児休業を取る可能性が高まっています。企業はそれを法的に拒否できないため、対策が必要です。弊所では、実際に子育て中の社会保険労務士による、現実的なアドバイスをしています。「女性従業員が重要な戦力だ。」「近々、育児休業に入る従業員がいる。」このような時はまず、弊所までご連絡ください。

以上